

その他の都府県用

令和3年産

記入例

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

令和4年4月20日までの日付 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 八代市〇〇町〇〇番地
氏名 八代太郎

自署願います。

押印は廃止になっています。

対策加入者管理コード A * * * * * * * * * *

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

農協に販売された数量(3等以上)が記入されています。
農協に販売された方は、農協販売分の添付書類は必要ありませんので、(3)合計に(1)と(2)の合計数量を記入し提出して下さい。農協のみの方は(1)の数量を(3)に記入して下さい。

(2) 農産物検査3等以上かつ、(1)以外の者(民間集荷業者や消費者等)に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

基本的に、申請者ご自身で、下記の添付書類を提出する必要があります。農協以外に販売された数量(3等以上)を添付書類を確認し、記入して下さい。

ただし、下記の業者に販売された方については、事前に出荷証明が提出されており、生産実績数量が左記の欄に記入されている分については、添付書類は必要ありませんので、(3)合計に(1)と(2)の合計数量を記入し提出して下さい。

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

添付書類が必要ない出荷先 (農産物検査結果証明書(3等以上)、出荷契約書又は出荷伝票を事前に報告済)		
八代地域農業協同組合	株式会社大淵産業	八代食糧株式会社
株式会社坂本食糧	株式会社タナカ農産	株式会社たかき
(名)白石商店		

(注)検査のみの場合は、出荷伝票等が必要になります。

(順不動 敬称略)

★注意事項★

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、備蓄米、種子用に供される米穀、未検査米及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

◎ 添付書類

- 農産物検査結果通知書の写し
- 購入先が発行した購入されたことを証明する書類 (仕入伝票、米買入証明書、仕切書など)
又は、生産者が発行した販売されたことを証明する書類 (販売契約書、領収書、納品書、請求書など)

※ 添付書類を提出する前に、年産、産地、品種銘柄、等級、玄米・精米の区別、量目、日付などが正しく記載されていることをご確認ください。